

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年10月2日（平成27年（独個）諮問第40号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独個）答申第18号）

事件名：本人によるねんきん特別便回答に対して「訂正の必要はない」とする判断理由が記載された文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ねんきん特別便の年金加入記録に「間違いあり」とした異議申立人の回答票に対して、「訂正の必要はない」と確認された調査結果の記載文書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「異議申立人の元勤務先事業所からA社会保険事務所（当時。現A年金事務所。以下同じ。）への提出文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成26年1月31日付け年機構発第29号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 上記1の原処分の決定通知書（平成26年1月31日付け年機構発第29号）は、「平成23年6月2日受付の保有個人情報開示請求」に対する処分の決定通知書となっているが、この請求に対する決定通知書は既に平成23年6月24日付け年機構発第46号として発行されているので、同一の請求に対して2通の決定通知書が発行されているという不具合がある。

今回の決定通知書には、「平成26年1月31日付け年機構発第27号の「決定」に基づく原処分の変更に伴うものである」ことを明記頂くことが不可欠です。まず、この理由によって、今回の決定通知書は取消

し訂正頂く必要があります。

- (2) 不開示とされた理由は、「当該文書は、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、通例として開示しないこととされているものに該当する」ためとされているが、対象文書を「開示請求者の元勤務先からの提出文書」と誤解して特定されている。

しかし、開示請求した対象文書は、「訂正の必要はない」とする判断理由が記載された文書であり、日本年金機構A年金事務所で作成されたもので、当然開示されるべきものです。

この理由によって、「対象文書の特定の誤り」を訂正頂き、「不開示を開示」に変更頂くことが必要です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

ア 開示請求（平成23年6月2日）

日本年金機構本部あて、次の開示請求がなされた。

ねんきん特別便の年金加入記録に「間違いあり」とした開示請求者（基礎年金番号：特定番号）の回答票に対して、「訂正の必要はない」と確認された調査結果の記載文書

イ 平成23年6月24日付処分（以下「前処分」という。）

対象文書を以下の文書と特定し、開示決定する。

平成20年7月7日付異議申立人からの年金特別便回答及びその添付資料「記載内容の「間違い」に関する説明」に対する平成21年9月2日付B年金事務所からの回答文書一式（16枚）

ウ 異議申立て（平成23年8月10日（平成23年8月12日受領））

開示決定を取消し、開示請求書で特定した情報の開示を求める異議申立てが行われる。理由としては、以下を主張している。

(ア) 開示された資料及び文書一式は開示請求したものではない。（請求していない情報が開示されている。）

(イ) 開示決定通知書では、「開示請求書で特定した開示対象情報とは違う」対象情報が特定されている。（対象情報を特定する文章が変更されている。）

(ウ) 要するに、開示請求した情報は不開示とされていることになる。

(エ) なお、開示請求した情報は、「平成22年9月8日付B年金事務所長殿より開示請求者宛の通知文書で、特定されているが、理由なく開示を拒否された情報」である。

エ 答申（平成25年11月21日）

本人に係る保有個人情報につき、情報公開・個人情報保護審査会よ

り、以下の答申がなされた。

「本件請求保有個人情報に対応する保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。」

オ 平成26年1月31日付処分（原処分）

前処分を取消する決定を行い、対象文書を改めて特定したものの、当該文書は法14条3号口の独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものに該当するため不開示とした。

カ 異議申立て（平成26年3月22日）

対象文書の特定の誤りを訂正し、対象文書の開示を求める旨の異議申立てがなされる。理由の概要は以下のとおり。

（ア）今回の決定通知書に前処分の変更に伴う決定であることを明記することが不可欠であり、今回の決定通知書は取消し訂正される必要がある。

（イ）対象文書を「開示請求者の元勤務先からの提出文書」と誤解して特定している。開示請求した対象文書は、「訂正の必要はない。」とする判断理由が記載された文書であり、日本年金機構A年金事務所で作成されたもので当然開示されるべきものである。

（2）諮問庁としての見解

ア 異議申立人の主張のうち、平成26年1月31日付年機構発第29号不開示決定通知書の妥当性について検討する。

日本年金機構は、異議申立人に対して当該不開示決定と同時に送付した同日付年機構発第28号「決定書謄本の送付について」により、同日付年機構発第27号決定書で前処分の取消を通知していることは明らかである。一方、異議申立人の「今回の決定通知書に前処分の変更に伴う決定であることを明記することが不可欠」との主張には理由がなく、根拠も示されていない。

以上により、日本年金機構は適法に通知を行っており、不開示決定通知書を取り消す必要はないと考える。

イ 次に、開示対象文書の特定についてであるが、日本年金機構は、情報公開・個人情報保護審査会の答申に従い、本件対象文書をA社会保険事務所（当時）の調査結果を改めて特定した。担当者がB年金事務所に経過を確認したところ、A社会保険事務所が記録の訂正の要否を対象事業所から極秘との条件で任意に提供を受けた資料を基に判断していたことと、判断理由を記載した文書自体は作成していなかったことが判明した。

そのため、異議申立人の主張する「訂正の必要はない」とする判

断理由が記載された文書」を狭義に解釈すれば、文書不存在とすべきところであったが、前処分の経過を踏まえた対象文書を広義に解釈し、対象事業所から任意で提供を受けた資料についても特定した。しかし、当該文書は法14条3号口に該当する文書であったことから、不開示決定をしたものである。なお、保有個人情報の名称は、異議申立人が前処分に対する異議申立てにおいて、対象文書を特定する文書が変更されていることを異議申立て理由の一つに挙げていたことから、開示請求書どおりの表現を使用した。

ウ なお、異議申立人から平成26年2月7日に原処分に関する電話照会があり、本件対象文書は事業所から極秘との条件で任意に提出を受けた資料のみであり、判断理由が記載された文書は作成されていないことを説明済みであることを申し添える。

(3) 結論

以上のことから、本件については、日本年金機構の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

本件対象保有個人情報のうち、FAX送信票に記録される以下の情報については、以下の理由により不開示とすることが妥当である。

ダイヤルインの電話番号（外部に公表されていない電話番号）については、日本年金機構が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、法人事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある（法14条5号柱書きに該当）ため。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成27年10月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年8月26日 | 審議 |
| ④ | 同年9月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求以降の経緯について

(1) 本件開示請求は、平成23年6月1日付けで行われたものである。

本件開示請求に対し、処分庁は、平成23年6月24日付け年機構発第46号により異議申立人に対して、処分庁が特定した保有個人情報の全部を開示する決定（前処分）を行った。

前処分に対し、異議申立人は、平成23年8月10日付け異議申立てを行い、自己が開示請求していない情報が開示されているとして、本件

請求保有個人情報の開示を求めた。

- (2) 異議申立てを受けた諮問庁は、平成25年10月1日付けで当審査会に諮問を行い、当審査会では、同年11月21日付けでこれに対する答申（以下「前回答申」という。）を行った。同答申においては、「特定年金事務所長が異議申立人に宛てた通知文書において、「事業所を管轄する特定社会保険事務所（当時）により調査され、記録の訂正は必要の無い旨確認されております。残念ながら調査結果の提示は不可能と思われまます」との本件通知における特定年金事務所長による説明に着目して、本件開示請求書に「訂正の必要はない」と確認された調査結果」と記述して開示請求したものと解するのが合理的であり、本件請求保有個人情報に対応する保有個人情報を特定することは容易であると認められることから、本件請求保有個人情報に対応する保有個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。」とされた。
 - (3) 上記の前回答申を受けて、処分庁では、異議申立人に対し、平成26年1月31日付け年機構発第27号により前処分を取り消し、同日付け年機構発第29号により、「異議申立人の元勤務先事業所からA社会保険事務所への提出文書」に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報1として特定し、これについて、法14条3号ロに該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行い、異議申立人に通知した。
 - (4) これに対し、異議申立人は、平成26年3月22日付けで異議申立てを行い、対象文書を「異議申立人の元勤務先事業所からの提出文書」と誤解して特定されており、開示請求した対象文書は、異議申立人本人によるねんきん特別便回答に対して「訂正の必要はない」とする判断理由が記載された文書であり、日本年金機構A年金事務所で作成されたもので、当然開示されるべきものである旨主張し、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報の開示を求めているものである。
 - (5) これについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3の1（2）イ）において、「異議申立人の主張する「訂正の必要はない」とする判断理由が記載された文書」を狭義に解釈すれば、文書不存在とすべきところであったが、前処分の経過を踏まえ対象文書を広義に解釈し、対象事業所から任意で提供を受けた資料についても特定した。」と説明する。
 - (6) 以上を踏まえ、本件対象保有個人情報1の特定の妥当性及び不開示情報該当性について、以下検討する。
- 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について
- (1) 本件対象保有個人情報1の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。
 - ア 前回答申を受けて、処分庁が、異議申立人の住所を管轄するB年金

事務所に、異議申立人の厚生年金の資格喪失年月日を訂正する必要がないと判断した経緯等を確認したところ、B年金事務所において、異議申立人の元勤務先事業所を管轄する当時のA社会保険事務所が年金記録の訂正の要否のために当該元勤務先事業所から任意で提供を受けた文書である本件対象保有個人情報1を基に、訂正の必要はないと判断したこと、本件対象保有個人情報1からは、異議申立人の被保険者資格喪失年月日が、異議申立人の主張する年月日とは異なり、ねんきん特別便に記録された資格喪失年月日と同一であることが明らかであることから、訂正の必要はないと判断したこと、本件対象保有個人情報1の記載から明らかであるので、特段、その判断理由を明示した文書を作成する必要があるとは考えられず、実際作成しなかったことが判明したとのことであった。

イ したがって、訂正の必要はないことの判断理由を明示した文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）は存在していない。

- (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報1を見分したところ、異議申立人の厚生年金被保険者資格喪失年月日についての確認が可能な情報が記載されており、また、その情報は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、ねんきん特別便に記録された被保険者資格喪失年月日と同一のものであることが認められる。

したがって、年金加入記録の「訂正の必要はない」とする判断理由を記載した文書は作成せず、存在していないとする諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

このため、本件対象保有個人情報2は不存在であると認めざるを得ない。

したがって、原処分において、本件対象保有個人情報1のみを特定したことは、妥当であるといわざるを得ない。

3 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報1が記録された文書は、1頁目が、日本年金機構のA年金事務所からB年金事務所へのFAX送信票であり、2頁目以降は、異議申立人の元勤務先事業所から当時のA社会保険事務所への提出文書であることが認められる。

(1) 本件対象保有個人情報1の1頁目

ア 当該部分は、異議申立人の元勤務先事業所からA社会保険事務所への提出文書を、A年金事務所がB年金事務所にFAX送信した際の送信状である。諮問庁は、法14条3号口に該当すると説明するが、当該部分は、A年金事務所がB年金事務所に宛てたFAXの送信票であり、異議申立人の元勤務先事業所が作成した文書ではないため、同号

口に該当するとは認められない。

イ さらに、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分に記載されている、A年金事務所の複数ある課室のそれぞれの直通電話番号を、法14条5号柱書きに該当するとして不開示とすべきであると説明する。

各課室の直通電話番号は、これを開示することにより、いたずらや偽計等に使用され、当該機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、日本年金機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、各課室の直通電話番号は、法14条5号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分は、同号口に該当せず、開示すべきである。

(2) 本件対象保有個人情報1の2頁目以降

ア 当該部分は、異議申立人の元勤務先事業所からA社会保険事務所への提出文書であり、諮問庁は、法14条3号口に該当すると説明する。

イ 法14条3号口該当性の判断に当たっては、不開示部分が、①「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」及び②「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するか否かが問題となる。

ウ そこで、まず、当該部分が、上記イの①の「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」に該当するか否かについて検討すると、上記(1)のFAX送信票の連絡欄に、異議申立人の元勤務先事業所から秘密を条件として提出があった旨がA年金事務所によって記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記イの①に該当すると認められる。

エ 次に、当該部分が、上記イの②の「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、当該事業所の特定の部課において作成されたものであり、当該事業所において限られた部課及び職員が業務上使用する情報であって、当該情報は当該事業所において通例として開示しないこととされている情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イの②に該当すると認められる。

オ 以上のことから、当該部分は、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1を特定し、その全部を法14条3号口に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条3号口及び5号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、日本年金機構において、本件対象保有個人情報1の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当であり、また、別表の4欄に掲げる部分は、同条3号口に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条3号口及び5号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 本件対象保有 個人情報1が記 録された文書	2 諮問庁が不開 示とすべきとし ている部分	3 諮問庁が主張 する不開示情報 該当性（法14 条）	4 開示すべき部 分
F A X 送信票	A年金事務所の 課室の直通電話 番号	3号口, 5号柱書 き	なし
事業所 提出資 料	1頁 上記以外	2頁以 降全て 3号口	全て なし